

三田メディアセンター防犯カメラ運用規則

平成 18 年 12 月 1 日制定

平成 18 年 12 月 1 日施行

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、三田メディアセンター内に設置される防犯カメラの運用について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規則における防犯カメラとは、録画のために三田メディアセンター内の一定の場所に常設されるカメラおよび記憶装置を指す。

(設置目的)

- 第 2 条 防犯カメラの設置は、図書館内での犯罪行為などの証拠を記録することによって、利用者の安全を確保し犯罪を未然に防止することを目的とする。三田メディアセンターは、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の画像を記録された者の権利保護を図らなければならない。

(管理責任者等の設置)

- 第 3 条 三田メディアセンターは、防犯カメラの適正な設置および運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下、管理責任者）を定めなければならない。
- 2 前項の管理責任者を補佐するために、防犯カメラ管理取扱者（以下、管理取扱者）を定めなければならない。

(防犯カメラ設置等に係る措置)

- 第 4 条 管理責任者は、防犯カメラの設置に際して、次の措置を講じなければならない。
- (1) 防犯カメラ設置区域に防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって、防犯カメラの維持管理に努めること。

(画像の取り扱い等)

- 第 5 条 管理責任者は、画像の取り扱いについて、次の措置を講じなければならない。
- (1) 画像は撮影時のままで保存し、加工をしないこと。
- (2) 画像の保存期間（もしくは上書き消去までの期間）は、原則として最長で 7 日間とし、当該期間経過後は速やかに画像消去の処理を行うこと。ただし、犯罪行為などの証拠を保全するなどの必要がある場合は、この限りではない。
- (3) 画像の再生、および記憶装置からの画像の持ち出しは、管理取扱者、または管理責任者から許可を受けた者が行うこと。また、不必要な再生は行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、画像の不正利用、外部流出、改ざん等を防止すること。

(画像の目的外利用)

第6条 管理責任者は、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、設置目的以外の目的で画像を利用してはならない。

- (1) 画像から識別される特定の個人(以下、本人)の同意があるとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。
- (3) 法令の定めに基づく請求があるとき。
- (4) 慶應義塾からの求めがあり、管理責任者がその必要があると認めるとき。

(本人への画像開示)

第7条 管理責任者は、本人から画像の開示の求めがあった場合には、以下の各号の手続きにしたがって開示しなければならない。

- (1) 画像の開示を求めるに当たっては、本人は開示請求の理由等を記載した申請書を管理責任者に提出する。
- (2) 管理責任者は、前号の申請書における請求理由が相当と認められる場合にのみ許可をする。
- (3) 画像の開示は、管理責任者等の立会いの下に行うものとする。
- (4) 開示できる画像は、本人以外の者が識別可能な状態で映り込んでいる画像を除いたものとする。

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、防犯カメラの運用等に関する苦情を受けたときは、適切な措置を講じるよう努めなければならない。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、三田メディアセンター運営会議の議を経て、三田メディアセンター所長が決定する。

付則

この規則は、平成18年12月1日より施行する。